

# 高齢者の予防接種料金の償還払いについて

中津川市健康医療課

## 1. 償還払いとは

中津川市に住民票のある方が、県外の施設に入所している等の理由で、市の指定医療機関で接種できない場合、支払った予防接種料金の一部を払い戻します。払い戻しには、ご本人またはご家族等からの申請が必要です。

## 2. 同封の書類（中津川市からお送りする書類）

	①予防接種実施依頼書交付申請書（市へ②の予防接種実施依頼書の作成を申請する書類）
	②予防接種実施依頼書（市から接種医療機関へ予防接種をお願いする書類）
	③予防接種費用償還払申請書兼請求書（市へ予防接種料金の払い戻しを請求する書類）

## 3. 予診票について

高齢者肺炎球菌：対象者の方へは予診票を住民票の住所へ郵送しています。

高齢者インフルエンザ } 中津川市・恵那市の接種を実施する医療機関に設置している予診票を  
新型コロナウイルス } 使用し接種できます。郵送を希望される場合は下記担当までご連絡下さい。

## 4. 償還払いまでの流れ

1.健康医療課へご連絡ください。	健康医療課の窓口へお越しください。*お電話でも可能です。 (健康福祉会館 1階/窓口⑩)
2.健康医療課から書類をお渡します。	①予防接種実施依頼書交付申請書(市から医療機関へ接種を依頼する「接種実施依頼書」を発行する為の申請) *中津川市公式ホームページからもダウンロードできます。
3. ①の予防接種実施依頼書交付申請書を健康医療課へご提出ください(郵送可)。	健康医療課で①の申請書を確認し、接種医療機関への予防接種依頼書(②)を作成します。お渡しするまでに約1週間かかります。
4. 健康医療課から書類をお渡します。	②予防接種実施依頼書 ③予防接種費用償還払申請書兼請求書
5. 予防接種を受けてください。  《注意》 接種医療機関から渡される予診票や領収書、診療明細書は、払い戻しに必要な書類です。大切に保管してください。	(1)接種医療機関へ提出するもの ・②の予防接種実施依頼書 ・予診票 (2)接種料金:医療機関へ全額支払ってください。 (3)接種医療機関から受け取るもの ・予防接種の領収書と診療明細書 ・予防接種の予診票の原本(または写し) ※医療機関へ予診票の原本(または写し)の発行を申し出て下さい
6. 払い戻しの申請をしてください。  《注意》 ・請求は、接種日から1年以内に行ってください。1年以上過ぎた場合は、払い戻しができません。 ・請求書に不備がある場合や添付書類がない場合は、払い戻しができません。提出前に書類をご確認ください。	(1)同封した③の「予防接種費用償還払申請書兼請求書」に必要な事項をご記入してください。 *「申請者」は、「口座名義人」と同じ方に行ってください。 *書類に不備がある場合は、健康医療課から連絡いたします。日中連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。 *「市への請求額」は、支払った予防接種料金から市の規定する自己負担額を差し引いた金額になります。 (2)請求書に添付する書類 □接種した予防接種の予診票の原本(または写し) □接種した医療機関が発行した領収書と診療明細書の原本 (3)手続き完了後、中津川市より口座へ振込みます。

《お問合せ・書類送付先》 中津川市健康医療課 ☎0573-66-1111 内線628

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号

2024.10